

## 2.1.19 司法支援建築会議運営規程

2000年12月19日 理事会決  
2010年 4月16日 理事会改 イ)  
2011年 4月12日 理事会改 ロ)  
2011年 7月21日 理事会改 ハ)  
2011年12月12日 理事会改 ニ)  
2014年 1月20日 理事会改 ホ)  
2016年 7月21日 理事会改 ヘ)

### 第1章 総 則

#### 第1条 (名称)

この会は、一般社団法人日本建築学会（以下学会とする）が会長直属の会議体として設置するもので、その名称は司法支援建築会議（以下会議とする）と称する。 ホ)

#### 第2条 (目的)

会議は建築関係訴訟ならびに建築紛争に関して、学会が保持する厳正中立的な立場から裁判所および国の裁判外紛争処理機関（以下裁判所等）に対する支援ならびに裁判所の協力の下に裁判例等の建築紛争情報の調査・分析を行いその成果の公表を通じて、学会会員への啓発と建築の学術・技術・芸術の進展に、さらには社会公共に寄与することを目的とする。 ハ)

#### 第3条 (事業)

会議は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 裁判例等の建築紛争情報の調査・研究とその成果の普及・啓発
- (2) 調停委員・鑑定人・専門委員候補者の推薦 ハ)
- (3) 調停委員・鑑定人・専門委員の業績の評価・顕彰ならびに支援 ハ)
- (4) 裁判所等との情報交換 ハ)
- (5) 司法支援に関係する第三者機関等への代表委員の派遣
- (6) 会報の発行
- (7) その他前条の目的に沿った事業

### 第2章 会 員

#### 第4条 (種別)

会議の会員は高い理想をもち中立公正な立場に立って裁判所等への支援を行うものとし、その種類は次の通りとする。 ハ)

- (1) 個人会員：建築に関する経験と専門的な知見を有する人格的に優れた者であって、原則として学会関係機関ならびに第13条に規定する運営委員会から推薦された年齢40歳以上の学会個人会員 ハ) へ)
- (2) 法人会員：建築に関する専門的な知見を有する専門家集団であって、学会関係機関ならびに第13条に示す運営委員会から推薦された、会議の目的に賛同し事業の推進に協力する公益法人・非営利法人

#### 第5条 (入会)

会議の会員になろうとする個人または法人は別に定める登録申込書を提出し、運営委員会の議を経て学会理事会の承認を受けた後、会議会員の登録をする。

2. 会議の会員は原則として私的鑑定人になることはできない。 ホ)

#### 第6条 (退会)

会議の会員で退会しようとする個人または法人は、退会届けを提出しなければならない。

#### 第7条 (登録抹消)

会議の名誉を傷つけた、または会議の目的に反する行為のあった個人または法人会員は、

運営委員会ならびに学会理事会の議を経て会員登録を抹消する。

#### 第8条（名誉称号）

会議の目的達成に多大の貢献をした個人会員は、運営委員会ならびに学会理事会の議を経て名誉司法会員の称号を贈ることができる。

### 第3章 役員

#### 第9条（種類及び定員）

会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 運営委員長 1名
  - (3) 運営委員 15名以上25名以内 イ)
2. 会長は学会会長が兼務する。

#### 第10条（職務）

会長は、この会議を代表しその業務を総理する。

2. 運営委員長は会長を補佐し、会議全般の運営を司るとともに会長から委任された事項の会務を処理する。

3. 運営委員は運営委員長を補佐し、この会議の業務を執行する。

#### 第11条（任期）

会長の任期は学会会長の在任期間とする。

2. 会長を除く役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

#### 第12条（顧問）

会議に顧問若干名を置くことができる。

### 第4章 会議

#### 第13条（種別）

会議は、全体会議及び運営委員会とする。

#### 第14条（構成）

全体会議は登録された個人会員をもって構成する。

2. 運営委員会は運営委員長ならびに運営委員をもって組織し、運営委員長は学会副会長 閣歴者から、運営委員は調停委員・鑑定人経験者、学会担当理事、その他会長が必要と認められた者のうちから会長が指名し、学会理事会の承認を得て決める。

#### 第15条（運営）

全体会議は必要に応じて会長が召集し、運営委員会は運営委員長が召集して開催する。

2. 全体会議は運営に関する重要事項を決定し、運営委員会は事業の計画と執行にあたる。

3. 運営委員会には幹事若干名をおくことができる。幹事は運営委員の中から運営委員長が指名する。 ホ)

4. 運営委員会には必要に応じて部会を設けることができる。 ホ)

#### 第16条（会議の存廃）

会議の存廃は、全体会議の議を経て学会理事会が決める。

### 第5章 支部 ロ)

#### 第17条（設置）

地方の裁判所との連携をはかるために、学会の支部所在地に会議の支部（以下会議支部）をおくことができる。

#### 第18条（目的・事業）

会議支部の目的・事業は第2条、第3条の範囲内とする。

#### 第19条（構成）

会議支部は一般規則第18条に定める学会支部地域の会議の個人会員（以下会議個人会員）をもって構成する。

第20条（運営）

会議支部は学会支部地域に在住する会議個人会員により運営される。

2. 会議支部の運営は支部運営要領により行う。 二)
3. 会議支部は運営委員会と連携をとり活動を行う。 二)
4. 会議支部は年1回運営委員会に活動報告をする。 二)

第6章 雑 則 ホ)

第21条（規程の改廃）この規程の改廃は、理事会の決議によって行う。 二)

第22条（その他） 二)

この規程に定めのない事項は、学会一般規則を準用する。

附則1. この規程は2011年12月12日より施行する。 二)

附則2. この規程は2014年1月20日より施行する。 ホ)

附則3. この規程は2016年7月21日より施行する。 へ)